

指 名 停 止 情 報

① 株式会社清水商会	千葉県千葉市中央区松ヶ丘町 6 3 5
② 株式会社千代田防災	東京都東村山市多摩湖町 1 - 2 4 - 1
③ 旭防災設備株式会社	東京都世田谷区代田 3 - 1 3 - 1 2
④ 株式会社ニッショウ	東京都江東区猿江 2 - 8 - 2
⑤ 株式会社東洋実業	北海道札幌市中央区北六条西 2 2 - 2 - 7
⑥ 富士防災設備株式会社	東京都文京区後楽 2 - 2 0 - 1 5
⑦ 防災技術センター株式会社	千葉県千葉市中央区若草 1 - 2 0 - 1 0

上記の有資格者について、林野庁で定める「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 1 6 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

①～③の事業者

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日 ～ 平成 2 8 年 1 月 1 3 日（3 ヶ月間）

④～⑦の事業者

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日 ～ 平成 2 7 年 1 2 月 1 3 日（2 ヶ月間）

2 指名停止の理由

第一防災株式会社の代表取締役及び関東支店長は、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他 9 社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成 2 7 年 7 月 6 日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査二課に逮捕された。①～③の各社は代表役員等が、④～⑦の各社は役員等がこの入札談合に加わり、平成 2 7 年 8 月 6 日に、談合罪で略式起訴された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 5 9 年 6 月 1 1 日付け 5 9 林野経第 1 5 6 号）別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第 1 6 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。